

I 浄化槽設置届出事務について**1 浄化槽設置届出書等様式**

- (1) 浄化槽設置届出書(省令別記様式第一号)
- (2) 誓約書(第1号様式 → 必ず設置者に誓約の内容を確認してから押印する。)
- (3) 浄化槽の設置場所付近の見取図(住宅地図等の写し)
 - ※ 見取図に放流経路、最終公共水域名を記載
- (4) 浄化槽を設置する建築物の平面図及び配置図
 - ア 平面図
 - ・ 建築物の寸法を明示し、延べ面積の算定を記載してください。
 - ・ 建築物の用途が複数にわたるときは、用途ごとに延べ面積の算定を記載してください。
 - ・ 建て替え(一部)又は増築の場合、既存住宅で残される部分を図示してください。
 - イ 配置図
 - ・ 配置図に敷地の形状、建築物等の配置、隣接する道路、屋内外排水配管図及び勾配図、放流先の断面図及び新たに設置する浄化槽の場所を明示してください。
 - ・ 浄化槽又は汲取り便槽が設置されている場合は、配置図に設置場所を明示してください。
(撤去する浄化槽又は汲取り便槽は破線で明示すること。)
 - ・ 井戸又は地下式貯水槽がある場合はその位置と浄化槽までの距離を記入してください。
- (5) 国土交通大臣の認定を受けたことを証する書面(認定書、登録証及び仕様書)
- (6) 処理対象人員算定書
 - ※ 処理対象人員の算定式を「浄化槽設置届出書」に記載した場合は省略
- (7) 浄化槽技術管理者に関する書類
 - ※ 処理対象人員が 501 人以上の大型浄化槽を設置する場合、浄化槽管理士の設置が義務付けられていることから提出してください。

2 特記事項欄について

「単独処理浄化槽・汲取り便槽から切替え」「使用人数〇名」のように設置内容の区別と実使用人数を特記事項欄に記入してください。

3 提出部数

3部原本で提出してください。(工事着工予定の10日前まで提出してください。)

4 人槽算定について

- ・対象建築物の範囲等を十分確認の上、浄化槽の規模が過小にならないよう、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」に基づき算定を行ってください。
- ・特定の要件を満たす場合には設置人槽基準を緩和します。(詳細は6で説明)

5 その他の提出書類について

次の各報告書等につきましては、市ホームページ(「浄化槽に関する手続きについて」)からオンラインによる届出等ができますので御活用ください。



(1) 浄化槽使用開始報告書と浄化槽使用廃止届出書

- ・浄化槽を使用開始や廃止した場合、30日以内に「浄化槽使用開始報告書」または「浄化槽使用廃止届出書」を、経営企画課へ提出してください。
- ・「浄化槽設置届出書」の提出した後に、計画の変更などに伴い、浄化槽の設置を取りやめた場合、「浄化槽使用廃止報告書」を提出してください。

(2) 浄化槽使用休止届出書と浄化槽使用再開届出書

- ・単身赴任などの理由により浄化槽を1年以上使用しない場合には、法定検査や保守点検を免除できますので、汚泥の引き出し及び水道水による漲り水など必要な処置を講じて、「浄化槽使用休止届出書」を経営企画課へ提出してください。
- ・浄化槽の使用を再開した場合は、「浄化槽使用再開報告書」を提出してください。

(3) 浄化槽管理者変更報告書

浄化槽の管理者に変更があった場合、30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を経営企画課へ提出してください。

6 設置人槽基準の緩和について

(1) 設置人槽基準緩和のための要件

以下の5つの要件を全て満たすものについて、7人槽から5人槽への緩和を認めます。

ア 一戸建ての住宅(専用住宅)であること。

イ 住宅の増築又は一部改築に伴い合併処理浄化槽を設置するもの及び浄化槽の切替え(合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替え、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への切替え)により合併処理浄化槽を設置するものであること。

ウ 浄化槽を設置する住宅の延べ床面積が130㎡を超え160㎡を超えないもの。

(住宅の増築を伴うものについては増築後の延べ床面積)

エ 住宅の居住人員(将来の予定人員を含む)が3人を超えないこと。

オ 処理対象人員が5人槽の計画流入汚水量 1.00 m³/日以下であること。

(2) 提出書類(設置届出提出時に3部併せて提出)

ア 適正人槽算定申出書

イ 誓約書

ウ 住民票(居住人員分)

エ 前年度の法定検査結果書(浄化槽からの切替の場合のみ)

オ 申立書(法定検査未実施の場合)

カ 水道料金請求書のコピー(直近の月のもの)

※様式等については、経営企画課までご相談ください。

7 留意事項

- (1) 浄化槽工事を行う前に、施工場所が公共下水道の整備される区域であることを必ず確認してください。

公共下水道が整備される区域で浄化槽が設置され、トラブルとなる場合があります。公共下水道が整備される区域で工事をする際には、必ず担当部署の北部又は南部下水道管理事務所と協議をしてください。

(2) 建築確認申請を伴わない区域(無指定区域)に新築する住宅について、浄化槽設置届書を提出せずに浄化槽設置工事を行い、トラブルとなるケースがありました。

浄化槽設置届書の提出は、浄化槽法で定められた義務行為ですので、建築確認申請を伴わない浄化槽の設置であっても、必ず浄化槽設置届出書は提出してください。

また、建築確認申請を伴う工事についての浄化槽設置届出書は、建築指導課又は民間の建築確認機関に、建築確認と併せて提出してください。

- (3) 提出された浄化槽設置届出書のうち 1 部は返却しますので、必ず設置者へ返却し、大切に保管するよう伝えてください。排水のトラブルが起きた際に参考となります。
- (4) 設置後にトラブルなどが発生しないよう、事前に放流先の水利権者等の同意を受けるようにしてください。
- (5) 浄化槽設置届出書の内容と異なる事項が発生した場合には、浄化槽変更届出書を提出してから施工してください。
- (6) 浄化槽工事にあたっては、福島県の登録を得た浄化槽工事業者または特例浄化槽工事業者が、工事現場で浄化槽設備士に監督させる、または浄化槽設備士自ら浄化槽工事を行う必要があります。

浄化槽工事の資格のない業者が単独で設置工事を行うことは出来ませんので、名義貸しなど絶対に行わないようにしてください。

8 放流先について

処理水の放流の是非については、事前に放流先の管理者へ確認して下さい。

放流先	相談窓口
国道側溝	磐城国道事務所 平出張所
1級河川	国土交通省 水管理・国土保全局
県道側溝(北部) 2級河川(北部)	県建設事務所 行政課
県道側溝(南部) 2級河川(南部)	県建設事務所 行政課 (管轄) 県勿来土木事務所
海域	県小名浜港湾事務所
市道側溝(平/好間/内郷/三和/小川/川前)	維持保全課 用地管理担当
市道側溝(常磐/遠野)	常磐支所 経済土木課
市道側溝(小名浜)	小名浜支所 経済土木課
市道側溝(勿来/田人)	勿来支所 経済土木課
市道側溝(四倉/大久・久之浜)	四倉支所 経済土木課
普通河川 準用河川	土木政策課 河川政策担当
農道及び林道側溝 農業用水路	農林土木課
農免道路側溝	県農林事務所
江筋	各土地改良区
都市下水路 雨水幹線	北部・南部下水道管理事務所
私道等(個人所有)側溝	側溝所有者

Ⅱ 浄化槽整備事業補助金事務について

Ⅰ 浄化槽整備事業について

(Ⅰ) 事業概要

本市では、市総合生活排水対策方針に基づき、合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的として、単独処理浄化槽、または汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う場合の設置費等の一部を助成する「浄化槽整備事業」を実施しています。

① 単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの切替え補助

ア 補助対象者(50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方で、次に該当する場合)

(ア) 個人住宅:現在居住している、または居住を予定している場合

(イ) 賃貸住宅等:住宅に入居者がいる、または入居予定者が決まっている場合

イ 補助の種類

(ア) 設置費補助

新たな合併処理浄化槽を設置するために係る工事費の一部を補助するもの。

(イ) 撤去費補助

既存の単独処理浄化槽、汲取り便槽を撤去する費用の一部を補助するもの。

※単独処理浄化槽、汲取り便槽を完全に撤去する場合のみ補助対象となります。

(ウ) 宅内配管補助

単独処理浄化槽、または汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換に際し、宅内配管として合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管に係る工事費の一部を補助するもの。

※家の構造を変えることにより配管工事もその増改築工事の一環として行い、家屋の新築と同等とみなされる場合には、宅内配管補助の対象となりません。

詳細については、経営企画課までご相談ください。

ウ 補助対象区域

浄化槽処理促進区域(下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設事業区域、地域汚水処理施設処理区域を除く市内全域)

<令和8年度補助金額一覧>

令和8年度浄化槽補助額一覧

補助区分	人槽区分	用途区分	浄化槽本体補助金額	撤去費補助金額	宅内配管補助金額	補助金額合計
単独転換補助	5人槽	専用住宅及び併用住宅	41万5千円	15万円	33万円	89万5千円
	7人槽		51万7千円			99万7千円
	10人槽		68万5千円			116万5千円
	11-20人槽	専用住宅	117万4千円			165万4千円
		併用住宅	97万7千円			145万7千円
	21-30人槽	専用住宅	184万			232万
		併用住宅	137万6千円			185万6千円
	31-50人槽	専用住宅	254万6千円			302万6千円
併用住宅		180万	228万			
汲取り転換補助	5人槽	専用住宅及び併用住宅	41万5千円	12万円	33万円	86万5千円
	7人槽		51万7千円			96万7千円
	10人槽		68万5千円			113万5千円
	11-20人槽	専用住宅	117万4千円			162万4千円
		併用住宅	97万7千円			142万7千円
	21-30人槽	専用住宅	184万			229万
		併用住宅	137万6千円			182万6千円
	31-50人槽	専用住宅	254万6千円			299万6千円
併用住宅		180万	225万			

(2) 補助申請書提出時の留意点

① 補助申請提出時期について

浄化槽設置、撤去、または宅内配管のいずれの工事を行う場合においても着工10日前までに申請してください。

補助申請前の着工や浄化槽工事着手後の補助金申請は、補助金交付対象として認められません。

② 補助申請書の提出

補助対象となる場合は、次により補助申請書を提出してください。

No.	書類名	留意事項
1	交付申請時提出書類一覧	
2	補助金等交付申請書（第1号様式）	・押印不要
3	事業計画書及び収支予算書	
4	浄化槽設置に要する見積書（写し）	
5	撤去に要する見積書（写し）	・清掃費は含めない
6	宅内配管工事に要する見積書（写し）	
7	登録証（写し）	
8	登録浄化槽管理票（C票）	
9	浄化槽の構造図（仕様図）	
10	保証登録証	
11	浄化槽設置届出書（写し）	・受領印があるもの （補助申請と同日提出の場合、受領印は不要）
12	着工前の現況写真	・全景、合併浄化槽の設置箇所 ・撤去前の単独浄化槽・汲取り便槽の箇所 において撮影する
13	建築平面図	・排水経路図、ブロワー、既存浄化槽・汲取り便槽の位置図を含む
14	宅内配管工事の縦断図	
15	設置場所の位置図（住宅地図の写し）	
16	住民票	・申請者及び補助対象物件に居住する者全員 ・申請時から1か月以内に交付されたもの
17	市税完納証明書	・申請時から1か月以内に交付されたもの
18	口座振替依頼書	・押印不要 ・左上の新規等のチェック不要
19	通帳のコピー	

③ 補助申請書類準備に係る留意点について

ア 申請書類関係

書類の不備等がないよう、申請前に誤字・脱字を確認してから提出するようにしてください。

イ 見積書関係

(ア) 工事名として「浄化槽設置」、「単独処理浄化槽（汲取り便槽）撤去工事」及び「宅内配管工事」等の具体的な名称を記入してください。

(イ) 工事に直接関係ない経費は、項目に載せないでください。

ウ 着工前の現況写真

(ア) 全景は、設置場所の物件等全体がわかるように撮影してください。

(イ) 合併処理浄化槽の設置箇所は、着工前であることがわかるように撮影してください。（写真に赤線等を記載して頂くとわかりやすいと思います。）

(ウ) 単独処理浄化槽・汲取り便槽が撤去されていないこと、また、単独処理浄化槽・汲取り便槽が判別できるようにすること（ブロワ等の付属器具）、について撮影してください。

エ 建築平面図の注意点

(ア) 敷地の詳細図には、敷地の形、敷地内の建物等の配置、隣接する道路、放流経路、放流先の断面図等及び単独処理浄化槽、または汲取り便槽の場所を明示してください。

(イ) 建物の寸法を明示し、延べ床面積の算定を記入してください。

(ウ) 建替え（一部）・増築の場合、既存住宅で残される部分を図示してください。

オ 宅内配管縦断図の注意点

(ア) 配管下に、管種、管口径、勾配、延長を記入してください。

(イ) 管種、管口径、勾配が変わる毎に、管種、管口径、勾配、延長を記入してください。

(ウ) 勾配については、1/100 以上確保するようにしてください。

カ 口座振替依頼書

記載される口座が個人名義で、普通又は総合口座であることを確認してください。

キ 浄化槽本体設置費、撤去費、宅内配管工事費補助額は全て補助限度額となります。

事例1 宅内配管工事の費用が40万円である場合は、宅内配管工事費補助の補助額が33万円となります。

事例2 宅内配管工事の費用が20万円である場合は、宅内配管工事費補助の補助額が20万円となります。

ク 補助金の交付対象となる浄化槽

いわき市浄化槽整備事業補助金の対象となる浄化槽については、「環境配慮型浄化槽」のみ補助対象となっております。

詳しくは、一般財団法人浄化槽システム協会 HP をご覧ください。

④ その他提出書類

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ指定する書類を提出してください。

ア 貸家の入居者が浄化槽設置の補助申請を行う場合

⇒住宅所有者の浄化槽設置承諾書

イ 浄化槽の設置予定建築物が共有物件となっている場合

⇒ 共有物件代表者選任届

ウ 浄化槽設置届出書に記載されている設置予定浄化槽及び工事予定業者と、補助申請時の設置予定浄化槽及び工事予定業者が異なる場合

⇒ 設置予定浄化槽製造業者等変更届

⑤ 補助申請に係る留意点について

ア 補助金の対象は「交付年度に実施された事業に対して助成」と定められており、年度をまたいだ工事は、補助対象外となりますので、令和9年3月12日(金)まで完了するようにしてください。

イ 合併処理浄化槽に切替えて使用する上で、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を維持管理として行うことが浄化槽法によって義務付けられていますので、管理者に説明のうえ、理解を得てから申請を行うようにしてください。

(4) 浄化槽の施工前の留意点

市道の占用許可について

浄化槽の工事を行う際に、市道に関する工事(市道の下に配管を敷設する工事等)を行う場合には、**着工前に市道の占用許可の申請**をする必要があります。

詳しくは、下記の窓口にてご相談ください。

地区	相談窓口	連絡先
平・好間・内郷・三和・小川・川前	維持保全課 用地管理担当	22-7494
常磐・遠野	常磐支所 経済土木課	43-2111
小名浜	小名浜支所 経済土木課	54-2111
勿来・田人	勿来支所 経済土木課	63-2111
四倉・大久・久之浜	四倉支所 経済土木課	32-2112

(5) 浄化槽の施工時の留意点

- ① 「浄化槽工事の技術上の基準」及び「福島県浄化槽協会研修：浄化槽の適正な施工に関する講習会資料」における「Ⅱ適正な施工方法について」に基づき、適正に施工すること
- ② 添付される写真に不備等がないよう、写真台紙に記載している撮影方法を参照し、正確に撮影すること
- ③ 基礎工事は、碎石敷設、捨てコンクリート及び鉄筋を入れた底盤工事を実施すること

- ④ 流入側のますはインバートますを使用し、絶対に雨水ますを使用しないこと
- ⑤ 流入管へは、雨水等の屋外排水は絶対に接続せず、雑排水については未接続がないようにすること
- ⑥ コンクリートスラブを適正に施工すること
- ⑦ 嵩上げは必ず 30 cm以内とすること
- ⑧ 建築物の荷重や土圧等により、本体の変形や破損の恐れがある場所へは設置しないこと

※特に⑤、⑦、⑧については、福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会から、法定検査を行った際に、不適正事項として報告されるケースが増えていますので、適正に施工されますよう留意願います。

(6) 宅内配管の施工時の留意点

- ① 次の基準に基づき、適正に施工すること。
 - ア 各浄化槽メーカーで作成している浄化槽工事の技術上の基準
 - イ 「福島県浄化槽協会研修：浄化槽の適正な施工に関する講習会資料」における「Ⅱ適正な施工方法について」
 - ウ 2015年度浄化槽の設計・施工上の運用指針(日本建築行政会議)

- ② 配管工事管完了後の検査について
最上流ますから水を流し、浄化槽に流入する状況の確認や放流部から処理水が流出することを確認してください。

(7) 実績報告提出時の留意点

① 実績報告書の提出書類一覧

No.	書類名	留意事項
1	実績報告関係提出書類一覧	・表紙に交付申請時の受付番号を記載
2	補助事業着手届（第5号様式）	・押印不要
3	補助事業完了届（第5号様式）	・押印不要
4	補助金等実績報告書（第7号様式）	・押印不要
5	収支決算書	
6	チェックリスト	・浄化槽設備士が現場にて工事の状況を確認したうえで作成
7	工事写真	・撮り忘れがないように注意
8	産業廃棄物処理票（マニフェスト）A票（写し）	・排出事業者が施工業者と異なる場合には、体制表を添付
9	領収書（写し）	
10	法定検査依頼書（ハガキ）とその写し	・法定検査について申請者に説明したうえで提出
11	保守点検委託契約又はそれに代わる書面（写し）	
12	竣工図面【建築平面図・縦断図】 （申請時と同じ場合は省略）	・申請時と変更がある場合には、変更後の図面を提出
13	住民票 （住所が申請時と同じ場合は省略）	・住所が申請時と異なる場合には、新住所の住民票を提出
14	口座振替依頼書 （住所が申請時と同じ場合は省略）	・住所が申請時と異なる場合には、新住所の口座振替依頼書を提出 ・ 左上の新規等のチェック不要
15	浄化槽使用開始報告書	
16	浄化槽使用廃止届出書	・既存浄化槽の廃止を伴う場合
17	補助金等交付請求書（第6号様式）	・提出年月日の記載不要

② 実績報告時の留意点

- ア 実績報告書の提出は、工事完了後 30 日以内に行う必要があります。
- イ 工事完了日が、申請書に記載した完了予定日を超える場合には、「補助事業工期変更報告書」の提出が必要となりますので、忘れずに提出してください。
- ウ チェックリストに記載されている**ブロワの型式の誤り**が頻発しています。必ず、現場の最終検査時に確認し、間違いのないようにしてください。
- エ 「竣工図面」は、浄化槽や配管・インバートますの設置場所及び数量等について、現場の状況と合致しているか、必ず現場で確認した上で提出してください。
（特に、図面が申請時と同じであると実績報告された場合は、浄化槽の位置・配管について注意してください。）

また、宅内配管補助を受けている場合は、縦断図も併せて提出するようにしてください。

オ 「工事写真」は、次のことに留意してください。

- (ア) 撮り忘れ・撮り間違えがないようにしてください。また、画像データの修正等は絶対に行わないでください。
- (イ) 施工前・施工後の写真は、場所が確認できるように周囲の建物等も含めて、同じ向きで撮影してください。
- (ウ) 水張りの写真で、既に浄化槽が埋め戻されていることがあるため、工事の手順通り撮影するよう注意してください。
- (エ) スラブ工事完了後の写真には、コンクリート厚、スラブの幅、長さが分かるようにスケールとともに撮影したものを添付してください。
- (オ) 「チェックリスト」の「1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配」に追記された「※最上流ますから水を流し、浄化槽に流入する状況の確認や放流部から処理水が流出することを確認する。」の実施状況写真を、必ず添付してください。
- (カ) 既製品の底盤を使用する場合、仕様書を添付してください。
- (キ) ブロワの型式が分かるように撮影してください。

カ 浄化槽使用開始報告書の浄化槽保守点検業者の欄には、契約した保守点検業名を記入するようにしてください。

(8) 申請及び実績報告時共通の留意点

- ① 申請者名及び申請者住所は、基本的に住民票の記載内容に準拠していることを確認してください。(特に漢字に注意 例:高≠高)
- ② 申請時と実績報告時で住所が異なる場合、「補助金等決定通知書」送付前に住所が異動することのないように注意してください。
- ③ 補助申請時の「申請書の控え」は、紛失することのないようにお願いします。(お問合わせの際、あらかじめ受付スタンプに書かれている申請番号を教えて頂ければ、スムーズに対応させて頂くことができます。)
- ④ 一連の手続きの流れ(補助金申請にあたり、工事業者側で行っていること、市側で行うこと)をきちんと申請者側に説明し、理解してもらうようにしてください。
- ⑤ 記入間違いの際、修正液・修正テープの使用、取消し線の記入等は絶対にしないでください。また、押印廃止に伴い、訂正印による修正が出来ないため、窓口にて書類の不備が確認された場合は、改めて書類の作成をしていただくようになります。
- ⑥ **様式は必ず令和8年度版**を使用することとし、勝手に書類の中身の変更を行わないようにしてください。(過年度の様式の内容を修正し、利用している方がいます。)
- ⑦ 指令年月日及び指令番号は、申請者に通知書を送付していますので、申請者に確認するようにしてください。

- ⑧ マニフェストA票に記載する「事業場」は転換工事を行った場所を記載してください。
また、運搬受託者や処分受託者の欄が空白で提出されることが多くなっているため、必ず業者名等を記入してから提出するようにしてください。

- ※1 浄化槽設置届出書及び補助申請受付時間は、従来どおり午前中です。
午後は、現地調査等を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ※2 令和8年度の補助申請受付開始日は、令和8年4月中旬頃を予定しております。
詳細については、後日いわき市ホームページに掲載しますので、ご確認願います。